

長野地方最低賃金審議会

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会委員名簿

(五十音順)

令和7年10月2日現在

区分	氏 名	現 職
公益代表委員	○ 今 井 優 太	弁護士
	山 本 恭 子	弁護士
	吉 村 信 之	信州大学 経法学部 准教授
労働者代表委員	齋 藤 政 彦	自動車総連長野地方協議会 議長
	櫻 井 由紀夫	JAM甲信 書記長
	西 村 正 樹	基幹労連長野県本部 委員長
使用者代表委員	土 井 悦 代	(株)ネクストップ 代表取締役社長
	中 村 正 人	長野県商工会連合会 専務理事
	山 岸 章	(株)山岸製作所 代表取締役社長

は部会長、○は部会長代理

令和7年度特定最低賃金(2業種)専門部会の日程表

令和7年10月2日確定

1 計量器等製造業専門部会

	第1回専門部会	第2回専門部会	第3回専門部会	予備日 (第4回専門部会)	発効日等
計 量 器	10月2日(木)	10月6日(月)	10月22日(水)	10月30日(木)	注1 第3回で答申(全会一致)の場合 異議申出期限 11月6日(木) 法定発効日 12月20日(土) 注2 予備日(第4回)で答申(全会一致)の場合 異議申出期限 11月14日(金) 法定発効日 12月31日(水)
	午前10時00分～	午前10時00分～	午後1時00分～	午前10時00分～	
	ホテル信濃路 2階 穂高	長野労働局 2F会議室	長野労働局 2F会議室	長野労働局 1F会議室	

2 はん用機械器具等製造業専門部会

	第1回専門部会	第2回専門部会	第3回専門部会	予備日 (第4回専門部会)	発効日等
は ん 用 機 械 器 具	10月2日(木)	10月20日(月)	10月21日(火)	10月29日(水)	注1 第3回で答申(全会一致)の場合 異議申出期限 11月5日(水) 法定発効日 12月19日(金) 注2 予備日(第4回)で答申(全会一致)の場合 異議申出期限 11月13日(木) 法定発効日 12月28日(日)
	午前10時00分～	午後1時30分～	午前9(10)時00分～	午後4時00分～	
	ホテル信濃路 2階 穂高	長野労働局 2F会議室	長野労働局 1F会議室	長野労働局 1F会議室	

(写)

令和 6 年10月11日

長野地方最低賃金審議会

会 長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会

長野県はん用機械器具、生産用機械
器具、業務用機械器具、自動車・同
附属品、船舶製造・修理業、船用機
関製造業最低賃金専門部会

部会長 吉村 信之

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金の改正決定について（報告）

当専門部会は、令和 6 年 8 月21日長野地方最低賃金審議会において付託さ
れた標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙のと
おりの結論に達したので、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、令和 6 年
10月11日長野労働局長に答申したことを報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

昆 万佑子

山本 恭子

吉村 信之

労働者代表委員

齋藤 政彦

櫻井 由紀夫

使用者代表委員

土井 悦代

中村 正人

山岸 章

別紙

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) はん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (4) 自動車・同附属品製造業
- (5) 船舶製造・修理業、船用機関製造業
- (6) (4) 又は (5) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (7) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (5) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務

ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1 , 0 4 3 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおりとする

(写)

資料番号
No. 4

令和 6 年10月11日

長野労働局長

三浦 栄一郎 殿

長野地方最低賃金審議会

会 長 倉崎 哲矢

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 6 年 8 月21日付け長野労発基0821第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設置して慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) はん用機械器具製造業（ボイラ・原動機製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (3) 業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (4) 自動車・同附属品製造業
- (5) 船舶製造・修理業、船用機関製造業
- (6) (4) 又は (5) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (7) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (5) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務

ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1 , 0 4 3 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおりとする

地域別最低賃金と特定最低賃金(一般機械器具製造業(はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業)関係)の状況

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	地域別最低賃金額(円)	一般機械器具製造業(円)	特定最賃の優位性(/)	地域別最低賃金額(円)	一般機械器具製造業(円)	特定最賃の優位性(/)	地域別最低賃金額(円)	一般機械器具製造業(円)	特定最賃の優位性(/)
山 形	900	961	106.8%	955	1,012	106.0%	1,032		
茨 城	953	1,005	105.5%	1,005	1,055	105.0%	1,074		
栃 木	954	1,007	105.6%	1,004	1,055	105.1%	1,068		
群 馬	935	1,006	107.6%	985	1,056	107.2%	1,063		
石 川	933	1,000	107.2%	984	1,040	105.7%	1,054		
長 野	948	994	104.9%	998	1,043	104.5%	1,061		
滋 賀	967	1,013	104.8%	1,017	1,060	104.2%	1,080		
大 阪	1,064	1,070	100.6%	1,114	1,127	101.2%	1,177		
兵 庫	1,001	1,035	103.4%	1,052	1,087	103.3%	1,116		
島 根	904	1,010	111.7%	962	1,068	111.0%	1,033		
岡 山	932	1,005	107.8%	982	1,054	107.3%	1,047		
広 島	970	1,020	105.2%	1,020	1,070	104.9%	1,085		
徳 島	896	1,020	113.8%	980	1,070	109.2%	1,046		
香 川	918	1,040	113.3%	970	1,092	112.6%	1,036		
愛 媛	897	997	111.1%	956	1,049	109.7%	1,033		
佐 賀	900	974	108.2%	956	1,010	105.6%	1,030		

【注】

1. 令和6年度に金額改正を行った都道府県を記載。
2. 石川県は金属製品及び電気機器、長野県は輸送用機器、大阪府は金属製品及び輸送用機器を含む。